

国立大学法人茨城大学と鹿嶋市の連携協力に関する協定書

国立大学法人茨城大学（以下「甲」という。）と鹿嶋市（以下「乙」という。）は、相互に連携協力して、地域の文化、産業、環境、福祉、教育等の振興を図るため、協定を締結する。

（事業）

第1条 甲と乙が連携協力して行う事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）市民生活の向上に関する調査研究
- （2）産業振興に関する調査研究
- （3）観光交流に関する調査研究
- （4）環境問題に関する調査研究
- （5）福祉問題に関する調査研究
- （6）生涯学習・教育に関する調査研究
- （7）その他甲と乙が必要と認める調査研究

（実施の方法）

第2条 前条に掲げる事業を実施するに当たり、協力の形式、協力による成果の利用条件等については、甲・乙協議のうえ行うものとする。

（経費の負担）

第3条 第1条各号に掲げる事業の実施に係る経費の負担については、個別事業ごとに甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第4条 この協定は、甲と乙の代表が署名した日に発効し、有効期間は3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲と乙の代表者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年10月3日

甲 国立大学法人茨城大学長

乙 鹿嶋市長